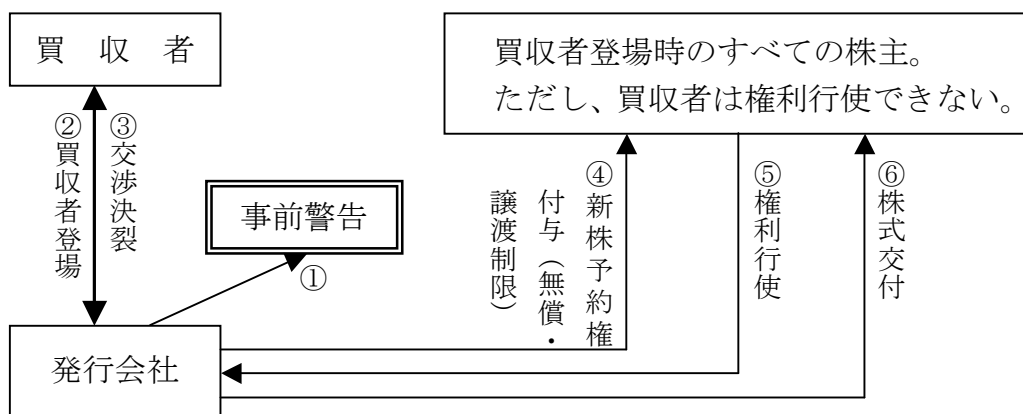


1 事前警告型ライツプランに係る税務上の取扱い（第一類型）



○ 原則的な課税関係

区 分	発行会社	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
①の時点 〔事前警告〕	——	——	——
②・③の時点 〔買収者の 登場・決裂〕	——	——	——
④の時点 〔新株予約権 の付与〕	——	新株予約権の時価相当額の 受贈益が生ずる。 (注)	(所得税法施行令第84条)
⑤・⑥の時点 〔新株予約権 の行使〕	——	——	株式の時価と権利行使価額 (新株予約権を行使した際 の払込金額)との差額に課税 される。

(注) 新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、付与を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。